

大分大学且野原キャンパス保育所運営業務委託及び企業
主導型保育事業への申請支援業務に関する公募要項

1. 業務名

大分大学且野原キャンパス保育所の運営業務委託及び企業主導型保育事業への申請業務
支援

2. 業務内容

(1) 内容

本学が定める仕様書に基づき、大分大学且野原キャンパス保育所の運営業務委託及び企業
主導型保育事業への申請支援業務を行う。

(2) 施設概要

所在地： 大分市大字且野原 700 番地

形態： 企業主導型保育事業

定員： 19 名

開設年月日： 2020 年 11 月 1 日以降

設置場所： 別紙のとおり

3. 業務委託期間

① 契約締結日から採択年度を含む5か年後の 3 月 31 日(2024 年 3 月 31 日)までとする。

ただし、保育所保育指針(厚生労働省告示)の理念を著しく逸脱し、保育の質の担保や子どもの利益が損なわれるような状況が生じたと認められる場合には、業務委託期間中であっても、契約を解除することがある。

② ①にかかわらず、企業主導型保育事業に採択されなかった場合の委託期間は、契約締結日から採択されなかった旨の申請の結果が出た日までとする。

4. 応募資格

本事業に応募することができる事業者は、以下の条件の全てを満たすものとする。

(1) 九州管内で5年以上の保育実績があり、認可保育施設又は企業主導型保育事業を運営している法人であること。

(2) 国立大学法人大分大学契約事務取扱規程第7条及び同第8条の規定に該当しない者であること。

(3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において平成 30 年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされている者、又は国立大学法人大分大学の競争参加資格において、平成 31 年度に「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされている者であること。(31年度申請中であれば、申請受付票等を提出すること。)

(4) 国立大学法人大分大学契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 自治体の実施する指導監督において業務停止命令を受けていないこと。

(6) 企業主導型保育事業運営費助成金の申請に必要な条件を満たせること。

5. 説明会

(1) 応募希望者は、下記の説明会に参加すること。説明会終了後、保育所整備予定場所の見学を実施する。

日時：平成31年4月4日（木） 15時～16時（質疑応答を含む。）

場所：大分大学事務局棟3階 第2会議室

(2) 説明会への参加は、4月2日（火）17時までに、下記「10. 本件に関する窓口」まで、参加者全員の所属・職名・氏名を明記して、メールで申し込むこと。

(3) 質問は、下記「10. 本件に関する窓口」まで、必ずメールで行うこと。公平性を担保するために、事前に寄せられた質問については、質問及び回答を応募者全員が共有できるように、説明会場で説明する。説明会当日に回答できないもの及び説明会後の質問については、後日、参加者全員にメールにて回答を伝える。

質問受付期間 3月27日（水）～4月9日（火）17時

6. 応募方法

(1)以下の書類を提出すること

1) 大分大学旦野原キャンパス保育所運営業務委託及び企業主導型保育事業への申請支援業務に関する応募申込書（別紙様式1に必要事項を記載したもの）

2) 保育所運営提案書（任意様式）

A4の用紙を用いて、各項目1枚以内で作成すること。（図の挿入も可。必要に応じて資料の添付も可とする。）

①運営方針（保育所運営に当たっての基本的考え方、目標等、運営組織図）

②保育内容（1日の保育の流れ、1年間の行事計画等）

③安全管理（事故・災害発生の防止策、発生時の対応）

④健康管理、衛生管理（乳幼児の健康管理、食中毒予防等）

⑤職員の配置等（職員の配置や勤務体制の計画）

※団体独自の乳幼児の年齢毎の職員配置基準があればその基準

⑥延長保育の実施内容

⑦職員の研修、職員の健康管理の取組

⑧保護者との連絡・連携方法等

⑨情報公開、個人情報保護の取組

⑩保育所運営に当たっての独自の自主事業や特色等

⑪本学及び地域との連携

3) 職員の採用計画書（任意様式）

4) 見積書（別紙様式2）

5) 商業/法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し

6) 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）

7) 納税証明書

ア 納税額、未納税額等の証明

(直近 3 か年の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの)

イ 滞納処分を受けたことがないことの証明(直近 3 か年分)

8) 会社/法人案内等

9) 保育所運営に関する実績等を説明する資料(別紙様式3に必要事項を記載したもの)

10) 保育所指導監査結果の写し(直近に実施した 1 施設分)

11) 第三者評価結果(実施した場合のみ、直近に実施した 1 施設分)

(2) 書類提出方法

提出期限: 平成 31 年 4 月 17 日(水)17 時(必着)

提出先: 大分大学総務部人事課ダイバーシティ推進支援係

(下記「10. 本件に関する窓口」参照)

※持参の場合 予め来訪日程をメールで連絡の上、持参・提出すること。

(窓口受付時間 平日の 9 時から 17 時まで)

※送付の場合 簡易書留、宅配便等、配達の記録が残る形で送付すること。

提出部数: 10 部(正本 1 部、副本 9 部)

(3) その他

- ・提出書類については、提出後の追加及び変更を認めない。
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ・応募後に、何らかの事情により応募を取りやめる場合は、下記「10. 本件に関する窓口」まで連絡の上、辞退書を提出すること。

7. 提案の審査に関する事項

(1) 審査方法

応募の要件を満たしていることを書類審査によって確認した後、ヒアリング審査を実施し、企画提案内容及びヒアリング結果を総合的に評価の上、業務受託者候補を選定し推薦順位を付す。

(2) 審査基準

主に、提出書類、ヒアリングの内容により、十分な保育士の確保ができるか、研修・教育は行っているか、子ども・子育て関連 3 法(注)及び本学の開設目的を十分に理解しているか、保育所運営実績、安全管理体制等について審査委員会が審査する。

(注) 子ども・子育て関連 3 法:

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)

(3) 審査結果連絡

審査結果は、メールで、平成31年 5 月 17 日(金)までに通知する。

(4) 決定方法

推薦順位第1位から順に、本学と保育所開設に向けた協議を行い、協議が成立した事業者を業務受託者として決定する。決定した受託者より推薦順位が下位の候補者には、上位者の受託が決定した旨を通知する。

(5) 業務受託者の公表

業務受託者として決定した法人は公表し、それ以外の応募法人は非公開とする。

8. 契約締結

7. (4)の協議の結果、受託者として決定した場合は、本学と業務委託契約を締結するものとする。

9. 契約までのスケジュール

(1) 公募開始	平成 31 年 3 月 27 日(水)
(2) 説明会	平成 31 年 4 月 4 日(木)15 時～16 時
(3) 応募書類提出期限	平成 31 年 4 月 17 日(水)17 時(必着)
(4) 書類・ヒアリング審査期間	平成 31 年 4 月 18 日(木)～26 日(金)
(5) 審査結果の通知	平成 31 年 5 月 17 日(金)まで
(6) 契約締結	受託者決定後の早い時期

10. 本件に関する窓口

国立大学法人大分大学 総務部人事課ダイバーシティ推進支援係 (担当:佐藤、渡邊)

住所: 〒870-1192 大分市大字旦野原700番地

電話: 097-554-7337

メールアドレス: fsupport@oita-u.ac.jp

本件に関する問合せは必ずメールで行うこと。

なお、応募内容(公募要項及び仕様書を含む。)に係る質問については、5. (3)参照。

平成 31 年 3 月 27 日

国立大学法人大分大学

契約担当役 伊豆島

